

第2回 佐久市都市計画審議会

日時：平成23年5月25日（水）

午前9時00分から午前10時00分

場所：佐久市役所 5階 501会議室

【辞令交付式】

- 1 辞令交付
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介（審議会委員、事務局職員）

【審議会】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 議事録署名委員の指名
 - (2) 事務報告
 - ①傍聴者報告
 - ②前回（第1回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

第1号議案 佐久都市計画用途地域の変更（案）について

事務局による説明

質疑・意見等・・・なし

第1号議案 佐久都市計画用途地域の変更（案）について、原案のとおり決定して
よいか挙手をもって諮る。・・・全員挙手

第2号議案 佐久都市計画地区計画北中込地区地区計画（案）について

事務局による説明

質疑・意見等

(委員) 「地区整備計画」の2枚目の表について、「建築物等の形態または意匠の制限」に「彩度は14未満」と書いてあるが、具体的な色の見本はありますか。

(事務局) [マンセル体系の表を見せる。]

一番右端が彩度14ということで規制のかかるようになります。

(委員) 周りの桜の木等の樹木だが、そのまま残してもらえますか。

(事務局) 病院のほうからは出来るだけ木は残したいという話は何っています。市のほうの道路整備ですが、病院の南側について道路確保しますと桜に当たってしまうという中で、必要最低限の安全確保できるということを考え、両側歩道を計画していたのを北側だけ歩道を設置しない形で病院側にそれに代わるものを設けてもらうということでお話をさせていただいております。そうした形でやりましたが、どうしても桜がかかってしまう部分、根や枝などについては切らせていただく部分も出てまいります、極力残す方向で進めたいと考えています。

(委員) ヘリポートの収納庫が設置されるのですか。

(事務局) 関係部署に確認しましたところ、計画の中に入っているそうですので設置されると思います。

(委員) 周辺が住宅地で今までは静かな場所だったんですけど、これから工事関係の騒音や地盤が揺れるとか、そういった色々、地域に何か影響がないか、住民の方々は承知されていると思うのですが、その辺のところを分からないので、住民に及ぼす影響がないか確認したいです。

(事務局) ヘリについては騒音測定等を地元の方と一緒にされていると伺っています。工事につきましては、病院の建設工事だと思うのですが、その辺は当然、振動等について対策をとってやるということで建築されるという認識でおります。ただ具体的にどういった内容の工事をどういう形でということまでは把握しておりませんので詳細は申し上げられないところはありますが、当然配慮されてやるものと考えております。

(委員) 工場からの騒音や振動について、病院に対する影響は無いのですか。

(事務局) そういったことも考慮する中で、緩衝帯等を設ける対策をとったり、工業会と病院とで定期的な話し合いをもったりして、対応しているところです。

(委員) ヘリコプターの件につきまして、ヘリコプターを実際に飛ばして、基本的に北側が入口と東側が入口になっています。ヘリコプターの出入口です。飛行して区民が集って測定器を確保して敷地内とか区民の住居地域に測定器をおきまして総合的に検査しました。それで一部心配な部分として、住民としては一番騒音が心配ということでしたが、それについては思ったほどではないと理解を得られたということです。それから工場との関係については、市のほうも工場専用地に建てるということで、非常にきめ細かく対応していただいて、この間も地元で意見がでなかったという非常に理解を得られたという状況です。

それと佐久病院の建築については、確か免震構造で、工場団地の振動が建物に影響しないようにと聞いております。余談ですが、東日本大震災を契機にして、非常に耐震構造や免震構造が注目されてきて、設計の見直しがあちこちでされています。上田の交流センターも確か再検討に入っていると思うのですが、その点、工場団地との関係で先進的に先取りされていい対応をしていると思っています。工事中の騒音については、PTAとか地元の区長さん達とその都度話し合っ、事故の無いよう、騒音の無いようにとということで話し合う姿勢がとられているということです。

全体としても予想以上に理解が得られているということです。

(事務局) 先ほどの周辺住民との関係につきましては、昨年7月17日に生活環境保全等に関する協定を佐久市と厚生連が結びまして、立会い人といたしまして当時の中込北第一区長さん第二区長さん、それから南町の区長さん立会いの中で協定書を締結させていただいております。

この中で、今お話にありましたドクターヘリについてですが、協定の中に謳われておりまして、今実験を行ったという話の中で、ドクターヘリ事業の実施にあたっては住民説明会で確認された次の事項を遵守するという条文がございます。運行については今はなしにありましており北、東を基本経路とする。また社会情勢等の変化で変更する場合については事前に地域住民の理解を得なければならない。という内容の条文がありまして、その協定を締結して住民のご理解を得られているところでございます。

もう一点、工場との関係ですが、これにつきましても昨年8月4日に中込中央工

業会、厚生連、佐久市の三者で覚書を締結しております。この関係については、今お話がございましたとおり、工場の騒音環境を将来に渡り保全することが目的とされておりまして、それについてそれぞれ協力をしていきたいと思います。先ほど緩衝帯のお話がありましたが、緩衝帯についてもこの覚書に基づいた中で謳われておりまして、その詳細について今回地区計画の中でお示しして地元の工業会の皆さんとも協力しながら進めていくという状況でございます。

もうひとつご心配でした工事中の騒音・振動の問題ですが、どの工事でも発生することですから、工事主体である厚生連佐久総合病院の請負業者が責任を持ってそれに対応していかなければならない。当然市も監督する立場にございますので、そういったことが発生した場合には施工業者に対して適切な指導をしていくということやってまいりたいと考えております。当然、業者のほうもそうすることが無いように地域の皆さんと説明会の中でお話してきておりますので、注意はしていると思いますが、もしあればご連絡をいただければということをお願いいたします。

(委員) 地区計画で用途や高さ等色々と制限事項が書いてありますが、これは地元の方と工業会とかとのすり合わせの中でこういうような制限をしたと解釈すればよろしいですか。

(事務局) はい。地元の方と病院・工業会で説明会をする中で調整を図って作成しております。

(委員) 色々なご要望のある中でこのような色々な制限をかけたということでよろしいのですね。

(事務局) はい。

(委員) 今の制限ですが、これは市の条例として定めますか。

(事務局) 条例となります。

(委員) 今回議案にある中込地区のこの区域内におけるの条例となるのですか。

(事務局) はい。

第2号議案 佐久都市計画地区計画北中込地区地区計画(案)について原案のとおり決定してよいか挙手をもって諮る。・・・全員挙手

(4) その他

(委員) 総合病院を計画されていますが、病院は固定資産税はどうなるのですか。償却資産を含めて。

(事務局) 聞いている中では、病院の事業に関する部分については減免になると聞いています。他の病院に関わらない収益施設については課税できると伺っています。

4 閉 会